

シンガポール紛争解決の最前線(3)

シンガポール国際商事裁判所

西村あさひ法律事務所 外国法事務弁護士(イングランド・ウェールズ法)

ナタリー・ヤップ Natalie Yap

A. はじめに¹⁾

シンガポールの紛争解決に関する連載第3回の本稿では、シンガポールが国際社会に提供する革新的な法的サービスである、国際商事裁判所(Singapore International Commercial Court。以下「SICC」という)について詳述する。堅固な法の支配と確立した法律業界に支えられた、国際紛争の中立的な解決の地としてのシンガポールへの高い評価の下に、SICCは商事紛争の当事者に対し、国際紛争解決のための代替的な手段を提供している。これによって当事者は、柔軟でありつつ、適切な強制力を伴う手段によって実効性が担保された手続を採用する、国際紛争を専門とする裁判官とシンガポールの裁判官による裁定に紛争の解決を委ねることが可能となる。SICCによる裁判手続は、「訴訟における仲裁」とも評されており、運用開始からわずかな期間で既に、シンガポールの紛争解決エコシステムに多大な貢献を果たしている。

B. 設立の経緯

SICCの背後にある構想は、2013年1月に、シンガポール最高裁判所長官のSundaresh Menon氏によって初めて発表された。国際仲裁のハブとしてシンガポールを成功に導いた要因²⁾にはさらなる活用の余地があるとの認識に立ち、Menon最高裁判所長官は、国際商事裁判所の設立を「法的サービス分野のさらなる成長と、シンガポール法の国際化及び諸外国への輸出の途を拓ける」ためのシンガポールによる取組みの一環であると位置付けた。SICCはアジアにおける最初の国際商事裁判所として、2015年1月5日に正式に運用が開始された。その後、同様の国際裁判所は中国やフランス、ブリュッセル、オランダ、ドイツでも設立されている。

C. 概要

SICCはシンガポールに設置された国際裁判所であり、国際的な事業者らに対し、国際商事紛争

1) 著者は、西村あさひ法律事務所東京オフィスの国際仲裁グループに所属するカウンセラー弁護士(英国法)であり、同事務所へ移籍する以前は、シンガポールにおいて国際的法律事務所に11年間在籍していた。本稿執筆にあたっては、シンガポール国際商事裁判所のLaurence Wong氏から示唆を得たほか、リサーチ及び翻訳作業に関し、同僚の小枝未優弁護士の助力を得、リサーチ及び校正に関し、同僚のMichael Martinez弁護士の助力を得た。ここに感謝の意を表したい。

2) 国際紛争解決のハブとしてのシンガポールの成功については、本誌の2020年1月号に掲載された本連載第1回において、詳しく論じられている。

の解決のため1つのオプションを提供している。当事者は、各国裁判所や国際仲裁、調停の代わりに、自身の紛争をSICCに付託することを選択することが可能である。

SICCは以下の全ての要件が満たされる場合に、事件を審理する管轄を有する。

- (a) 当該事件における請求が国際的及び商事的な性質を有するものであること。
- (b) 当該事件の当事者がSICCの管轄に服することにつき、書面による管轄合意をしたこと。
- (c) 当該事件の当事者が、“Prerogative order (which includes a mandatory order, a prohibiting order, a quashing order or an order for review of detention)”あるいはこれに関連する救済を求めていること。

加えて、SICCは国際商事仲裁に関する一定の論点について判断する管轄も有している。SICCによる近時の決定例としては、当事者が仲裁判断の取消しを求めた事案が挙げられる。

SICCはシンガポールHigh Courtの一部門ではあるが、国際商事事件を担当することから、以下に例示するように他の部門には見られない多くの重要な特色があり、これによってSICCの裁判手続には、国際仲裁実務において一般的に見られるような手続的柔軟性が与えられている。

- (a) 当事者は、契約準拠法を自由に選択することができ、必ずしもシンガポール法を選択する必要はない。SICCの推奨するモデル条項は同裁判所のウェブサイト上で公開されており、様々な当事者の選好に沿うことができるよう、幅広いオプションが提供されている³⁾。
- (b) シンガポールとの関連性を有しない涉外事件においては、当事者は必ずしもシンガポールの弁護士を起用する必要はなく、SICCに登録された外国弁護士が手続を代理することができる。外国弁護士は自らSICCへの登録を申請することが可能であるところ⁴⁾、SICCは当該

申請を全面的に認める場合もあるが、一定の制限を付した上で認めることもあり得る。2020年6月16日時点では、SICCには13の国々から87名の外国弁護士が登録されており、そのうち5名は日本からの登録者である。SICCに登録された外国弁護士は、一定の条件を満たすことを前提に、シンガポールの移民法に基づく就労ビザの取得義務から免除される。

- (c) シンガポール法以外の外国法に関する論点についても、必ずしも専門家証人による証拠を提出する必要はなく、代理人による主張を基に判断することが可能である。
- (d) 当事者は、シンガポールの証拠法に代えて、別途の証拠規則によることを合意することも可能である。例えば、当事者は、証拠法に関してIBA国際仲裁証拠調べ規則によることを合意することが可能である。
- (e) 証拠開示やディスカバリに関する規則は概要、国際仲裁における文書開示に用いられているものとほぼ同様である。

さらに、手続の守秘に関心がある当事者は、当該手続の守秘を確保するために、様々な内容の命令を下すよう、裁判所に申し立てることが可能である。このような裁判所の命令としては、審問の全て又は一部を裁判官室で実施することの命令や、判決書を公開するに当たって判決中の当事者名を匿名化する命令、当該事件に関する資料や情報の公表を禁止する命令、及び事件記録へのアクセスを制限する命令等が含まれ得る⁵⁾。

D. 判決の執行⁶⁾

SICCの判決は他のシンガポールHigh Courtによる判決と同様に執行可能である。しかし、ほぼ全ての世界中の国々が加盟している外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を通じた執行が可能な仲裁判断と比べると、裁判所の判決は国際的な

3) <https://www.sicc.gov.sg/guide-to-the-sicc/model-clauses>

4) <https://www.sicc.gov.sg/registration-of-foreign-lawyers>

5) Rules of Court, O.110, r.31 and 32.

6) <https://www.sicc.gov.sg/guide-to-the-sicc/sicc-proceedings-in-general>

執行可能性の点で劣っている。確かに、仲裁判断の広範な執行可能性は、国際仲裁の最も重要な利点の1つである。それでもなお、シンガポール裁判所の判決は、他の国際条約や法的手続によって執行可能である。日本の事業者に関連する点としては、金銭判決の執行可能性が挙げられる。現状、日本の裁判所が下した金銭の支払いを命じる判決は、中国の裁判所では承認されないと思われるが(逆も同様である)、SICCが下した金銭判決はいずれの国でも承認される可能性がある。そのため、例えば日本企業及び中国企業を当事者とする契約においては、SICCの利用は紛争解決手段として有用な選択肢となり得るものと思われる。

SICCの判決は、以下の国々を含む広範な法域において執行可能であることが見込まれる。

- (a) コモンロー系法域 (オーストラリア、香港、インド、米国等)
- (b) EU加盟国
- (c) アジア諸国 (中国、日本、その他ASEAN加盟諸国等)

SICCの判決をシンガポール国外で執行する方法は、4通り存在する。どの方法が最も適切であるかは、執行を求める当事者がどの国において当該判決を執行することを意図しているかによって異なる。

シンガポール裁判所の判決を執行するための枠組みは、以下の通りである。

- (a) シンガポールが加盟している、2005年に採択された国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約の適用。本条約に加盟している国は、原則として他の加盟国における判決を相互に承認及び執行することが求められており、執行を拒絶することができるのは特定の限定された事由が存在するときに限られる。2020年4月30日時点において、同条約の加盟国は、32カ国である。最新の加盟国リストは、下記のウェブサイトから確認可能である ([https://www.](https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98)

[hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98](https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98))。

- (b) “Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act”及び“Reciprocal Enforcement of Foreign Judgments Act”の適用。本手段は、オーストラリア、ブルネイ、パキスタン、パプアニューギニア、香港、スリランカ、インド、英国、マレーシア、ニュージーランド及びウィンドワード諸島に適用される。
- (c) 法域によっては、当事者はSICCの判決を債務 (debt) として執行することが可能である。これは一般的にコモンロー系の法域において認められている方法である。
- (d) 多くの大陸法系諸国では、外国判決は一定の要件を満たす場合に執行が認められ得る⁷⁾。記録上、シンガポールHigh Courtの判決は2016年に南京市中級人民法院において執行されており、2006年には東京地裁でも執行されている⁸⁾。東京地裁は同判決において、当該シンガポールHigh Courtの判決は日本民事訴訟法118条の要件を満たすと結論付けている。ベトナムでは、シンガポールHigh Courtの判決が、ホーチミン市人民高等裁判所によって執行されている。

加えて、国外における金銭判決の執行に関して、シンガポール最高裁判所 (SICCはその一部として位置付けられる) は、様々な法域の裁判所との間で、金銭判決の執行に関するガイダンスについての覚書を締結している。これらの文書は国際条約や法規範としての効力を有するわけではないものの、締結先の裁判所における金銭判決の執行手続に関する相互の合意を定めている。現在までに、シンガポール最高裁判所が覚書を締結ないしこれに代わる書簡を交わした裁判所は、ミャンマー、中国、バミューダ、カタール、オーストラリアのヴィクトリア州、ドバイ及びアブダビの裁判所である⁹⁾。

7) Adeline Chong氏編「Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Asia」(Asian Business Law Institute, 2017) (<https://www.abli.asia/LinkClick.aspx?fileticket=I0rTeJ0yljw%3D&portalid=0>)中の報告によれば、シンガポールの判決が執行され得る大陸法系諸国には、中国や日本、フィリピン、韓国が含まれるようである。

8) (2016) Su 01 Xie Wai Ren No. 3; 19 January 2006 (Heisei 18), Hanrei Times No 1229 at p 334.

9) <https://www.sicc.gov.sg/guide-to-the-sicc/enforcement-of-money-judgments>

E. 仲裁との比較

SICCは事件受理に関して、仲裁機関と競争関係に立つことを意図していない。むしろ、SICCの目的は多国籍企業に対し、国際商事紛争を解決するためのもう1つの選択肢を提供することにある。先陣を切ってこの選択肢を提供することによって、シンガポールは国際紛争解決の主要なハブとしての自身の立場を補強及び維持することを企図したのである。

国際裁判所という選択肢は未だに極めて新しい選択肢であることから、SICCにおける裁判と国際仲裁はどのように比較されるのか、様々な産業や業界における国際紛争解決の手段として、いずれの手段が現時点でより好まれているのかといった疑問は、当然出てくるであろう。

I. 国際仲裁との類似点

SICC及び国際仲裁いずれの手続によっても、紛争当事者はシンガポールを純粋な中立地として利用することが可能である。シンガポールを仲裁地とする国際商事仲裁手続と同様に、SICCに係属する事件には、国際的な当事者が関与しており、シンガポールとの関連性がない事件が多い。

国際仲裁及びSICCの両手続において、当事者は手続の柔軟性による便益を受けることができる。これは特に、文書開示手続や証拠調べに関して、また審問や手続準備会合を遠隔地から実施することができる点において、顕著である。

II. 国際仲裁との相違点

当事者ないし仲裁機関によって仲裁廷の構成が決定される仲裁とは異なり、SICCの手続においては、最高裁判所長官が各事件毎に、SICCが用意しているシンガポールの裁判官や国際的な裁判官から構成される多様なパネルの中から、1名ないし数名の裁判官を担当に任命する。現時点では、同パネルには24名のシンガポール裁判官及び7カ

国からの18名の国際的な裁判官が含まれており、日本からは谷口安平裁判官が含まれている。

SICCは、自身の管轄に服する、当該事件に関連する第三者に対し、手続への参加を強制する権限を有しているが、仲裁廷はこのような権限を直接的には有していない。この点は、契約、プロジェクトあるいは取引に多数の当事者が関与していたり、契約には署名していない当事者が関与していたり、複数の契約が問題となる場合であって、関連する第三者や署名していない当事者が任意に手続へ参加しようとしめない場合に、特に重要となる。SICCの強制力は、手続の中で当事者に制裁を加えることが適切と考えられるような場面でも、有効な手段となり得る。この点で、SICCは、仲裁に対する一般的な批判として挙げられる、第三者への強制力の欠如及び仲裁手続内における実行的な制裁手段の欠如という2つの批判に対応することが可能である¹⁰⁾。

仲裁手続では、商事仲裁判断は通常公開されず、仮に公開される場合には、当事者や仲裁廷の名前が明らかにならないよう、当該仲裁判断は匿名化されることが通常である。仲裁の当事者は仲裁が提供するこれらの秘密性や匿名性を好むことが多いと思われるが、このような利点の一方で、特に法的論点について国際仲裁判断に対する上訴の機会は通常与えられていないことからすれば、仲裁廷による判断過程についての透明性の欠如や、仲裁廷による説明責任の欠如もまた懸念点である。これに対し、SICCの判決は、当事者が権利を放棄することに同意しない限り、シンガポール Court of Appeal に対して上訴することができる。また、SICCの判決及び当該事案の概要はSICCのウェブサイト上で公開される¹¹⁾。上述した通り、裁判所は手続の秘密を保護するための命令を出すことができ、守秘を確保したいと考える当事者は、たとえば判決が匿名化されるよう、裁判所に対して秘密保持命令の申立て等を行うことが可能である。2020年6月1日時点において、SICCの裁判官

10) [http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-\(2\).PDF](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-(2).PDF) (2頁参照)。

11) <https://www.sicc.gov.sg/hearings-judgments/judgments>; <https://www.sicc.gov.sg/media/case-summaries>。

らは52の判決書を出しており、Court of AppealはSICCが2015年1月5日に正式に運用開始されて以降、11の判決を出している。

国際仲裁とSICCにおける手続とのもう1つの違いは、事件処理のスピード（従って費用にも関連する）である。2020年6月1日時点において、審問まで手続が進行した事件に関し、SICCが事件処理に要した期間の平均は16.5カ月であり、日常的に迅速な決定が下されている。これに対し、要する費用や迅速性の欠如といった点は、長きにわたって国際仲裁の最も望ましくない特徴として

批判されてきた点である。

F. 結 語

SICCは国際的な事業者に対し、仲裁に代わる有効な代替的手段を提供しており、設立以降他の法域において開設された国際裁判所のモデルとなっている。地理的にはシンガポールに設置されているものの、SICCは、中立的な立場から商事紛争の裁判上の解決に関する国際的なベスト・プラクティスを提供することを試みている。

